

副 本

令和元年(ワ)第172号

違法行為差止請求事件

原 告 和 田 廣 治 外7名

被 告 久 和 進 外4名

令和2年9月2日

準 備 書 面 (4)

富山地方裁判所 民事部合議C係 御中

被告ら訴訟代理人弁護士

神 田 光



同

渡 辺 伸



補助参加人訴訟代理人弁護士

江 口 正



同

池 田 秀



同

八 木 宏



同

川 島 康



被告ら及び補助参加人は、令和元年9月20日付け答弁書第2章の補充として、令和2年6月25日に開催された補助参加人の第96回定期株主総会における決議の内容等について述べる。

なお、志賀原子力発電所については、以下「本件原子力発電所」という。

第1 第96回定期株主総会においても本件原子力発電所の再稼働を目指す経営の基本方針が引き続き圧倒的多数の株主の支持を得ていること

1 はじめに

被告ら及び補助参加人は、第96回定期株主総会の開催に際しては、会社法等の関係法令に基づき、招集通知（乙3の7）によって、添付書類（事業報告等）、株主総会参考書類（補助参加人提案議案である第1号議案ないし第4号議案のほか、原告らをはじめとする一部の株主による株主提案である第5号議案ないし第10号議案の内容及び提案理由を詳細に記載した。）等を各株主に送付した。

その上で、被告ら及び補助参加人は、第96回定期株主総会当日は、原告らをはじめとする一部の株主による事前質問に対し回答した上で、報告事項・決議事項に対する質問・意見及び修正動議、とりわけ提案株主による株主提案に関する提案理由の補足説明を通じ、原告らを含む各株主に対し十分な発言の機会を確保し、かつ、質問・意見等に対し丁寧な説明を行った上で、株主提案を含む各議案の採決を行った（乙36の7）。

2 被告3名は本件原子力発電所の再稼働を目指す経営の基本方針を明らかにした上で補助参加人の取締役に選任されていること

第96回定期株主総会において、被告ら及び補助参加人は、本件

原子力発電所の再稼働を目指す経営の基本方針を明らかにしている。

具体的には、招集通知において、事業報告の「2 対処すべき課題」として「供給安定性、経済性に優れ、発電時にCO₂を排出しないことから、ベースロード電源として重要な役割を担う志賀原子力発電所の安全強化に徹底して取り組むとともに、新規制基準への適合性確認審査に的確に対応し、早期再稼働を目指してまいります。」と明記している（乙3の7の26頁）。

その上で、補助参加人提案の第3号議案（取締役11名選任の件）の採決に際しては、株主である原告1名から、本件被告である久和進、金井豊及び石黒伸彦の3名を取締役に選任しない趣旨の修正動議が提出されたものの、賛成株主少数により否決された上で、原案である第3号議案は、圧倒的多数の株主の賛成をもって承認可決されている（乙2の7の2、4、5頁）。

よって、上記被告3名は、忠実義務の内容として、本件原子力発電所の再稼働を目指す経営に注力しなければならないというべきであり（乙35の60、131頁），答弁書14頁でも述べたとおり、原告らの要求に応じることこそ、補助参加人の取締役としての善管注意義務及び忠実義務に違反することが、第96回定時株主総会の結果からも明らかになったところである。

なお、本件被告らのうち尾島志朗及び水野弘一は、現在、補助参加人の取締役ではない（乙2の7の2、4頁、乙3の7の6ないし10、33、34頁）。

3 原子力発電に反対とする趣旨の株主提案はいずれも大差で否決されていること

第96回定時株主総会においても、原子力発電に関連し、原告らのうち5名を含む一部の株主から、以下の定款一部変更に係る株主

提案が行われており、特に、第5号議案は、「志賀原子力発電所は1号機、2号機ともに再稼働せず、廃炉にする。」、「追加の安全対策工事は行わない。」などというもので、本件訴訟の請求の趣旨1(1), (4)及び(5)に相当する。そして、補助参加人の取締役会は、これら株主提案のすべてに反対の立場を明らかにしているところ（乙3の7の14ないし17頁），かかる株主提案はいずれも下記のとおり圧倒的大差で否決されている（乙2の7の3，5頁）。

第5号議案（志賀原子力発電所の廃炉措置）

賛成の割合は4.5パーセントに過ぎない。

第6号議案（原子力本部の業務の抜本的見直し）

賛成の割合は3.7パーセントに過ぎない。

第7号議案（プルトニウムの分離および利用の禁止）

賛成の割合は3.8パーセントに過ぎない。

第2 結語

第96回定期株主総会は、本件訴訟の第1回口頭弁論期日後、はじめて開催された補助参加人の株主総会である。

前記第1で述べたとおり、かかる株主総会においても、従前の株主総会同様に（答弁書7ないし12頁参照），本件原子力発電所の再稼働を目指す経営の基本方針は、圧倒的多数の株主の支持を得ております、かつ、本件訴訟の請求の趣旨と同旨の原告らの株主提案等は、圧倒的大差で否決されている。

そして、被告らは、上記方針に基づき、関係法令及び定款を遵守し、適法かつ適切に業務を執行しているものであるから（答弁書12ないし14頁参照），被告らの行為は、補助参加人の代表取締役としての会社に対する善管注意義務及び忠実義務に何ら違反しないこ

とは明らかである。

よって、原告らの主張は、被告らの善管注意義務及び忠実義務違反を基礎付ける具体的事實を主張立証したものとは到底言えず、その請求は、圧倒的多数の株主から負託された補助参加人の適法かつ適切な経営の観点からも、速やかに棄却されるべきである。

以 上